

外国人技能実習制度（介護職種） 介護技能実習評価試験
令和元年度 試験評価者養成講習 《第一次募集》 実施要項

1. 目的

試験評価者養成講習は、介護技能実習評価試験における「試験評価者」を養成することを目的に実施します。試験評価者は、技能実習生に対し習得すべき技能が移転されているかどうかを適正かつ公正に評価するため、試験の準備や試験の監督、実技試験の評価等の業務を行う者です。

2. 受講対象者

以下2つの要件をいずれも満たす者

- (1) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）又は、
平成24年度～27年度 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員
- (2) 現在、介護サービスを提供する事業所、施設、医療機関、評価機関等に所属しており、法人等から申込みいただける方（雇用形態は問いません）

「介護技能実習評価試験」において試験評価者が評価業務を行うためには、試験実施機関と試験評価者が「所属する法人等※」との間で業務委託契約を締結する必要があります。委託料のお支払先も、契約を結んだ法人名義の口座に限らせていただきます。（個人名義の口座は不可）

試験評価者養成講習を修了しただけでは、評価業務を行うことはできません。必ず所属する法人等のご理解、ご承諾を得たうえで、受講をお申込ください。

※法人等とは、試験評価者が所属する施設・事業所等の業務として評価試験業務に従事することに関して、業務委託契約を試験実施機関との間で締結することができる法人又は法人内の部署、事業所、施設等を指します。

3. 受講申込期間

令和元年 5月 22日（水） ～ 6月 9日（日）

介護技能実習評価試験の専用HP（http://www.espa.or.jp/internship_recruitment/）よりお申込みください。

4. 受講料

16,200円（税込） （受講料15,000円 + 消費税1,200円）

- 【受講料の主な内訳】
- 講習実施に係る諸経費（会場借料、会場設営経費、講師旅費等）
 - 講習テキスト、業務実施マニュアル、試験評価者登録証（携帯ID）等の製作に係る経費
 - 試験実施までの間に一定期間閲覧できる動画システムの利用に係る経費（講習の振り返りとしても有効）

※講習受講申込の成立（受講費用のお支払い）後は、キャンセル及び返金についてはお受けできませんので予めご同意いただいた上で、お申込みください。

5. 日程・会場

各会場とも開始時間の 30 分前から受付を開始します。

開催日・時間	開催地	定員	会 場
令和元年 6 月 24 日（月） 9:30～16:30	大阪	200 名	大阪府社会福祉会館
6 月 27 日（木） 9:30～16:30	盛岡	80 名	いわて県民情報交流センター
7 月 1 日（月） 9:30～16:30	福岡	86 名	福岡県自治会館
7 月 5 日（金） 9:30～16:30	広島	110 名	広島市中区民文化センター
7 月 9 日（火） 9:30～16:30	高松	98 名	香川県県民ホール
7 月 11 日（木） 9:30～16:30	名古屋	135 名	桜華会館
7 月 17 日（水） 9:30～16:30	東京	210 名	東京セミナー学院
7 月 19 日（金） 9:30～16:30	那覇	20 名	沖縄人材カレッジ ※注

※注 那覇会場は、申込人数が 10 名に満たない場合は中止になる可能性があります。

6. 講習内容

■講習テキストは講習当日に会場で配布します。

1. 外国人技能実習制度の理解 ・我が国と世界の高齢化の状況 ・外国人技能実習制度の目的と概要 ・外国人技能実習制度に介護職種が追加になった背景 ・介護職種における固有要件
2. 介護技能実習評価試験の仕組み ・介護技能実習評価試験の仕組み ・学科試験 ・実技試験
3. 試験評価者の役割と業務 ・試験評価者に求められる役割と倫理観 ・試験前の業務について（調整窓口担当者） ・試験当日の業務について（試験評価者）
4. 学科試験の実施方法
5. 実技試験の実施方法 ・評価の方法 ・例外事項への対処方法 ・実技試験 模擬評価
6. 試験実施機関と試験評価者の関係（今後の流れ） ・試験評価者の登録と任命
7. 質疑応答

7. 修了要件

本講習カリキュラムをすべて受講することが要件となります。原則、遅刻・早退した場合は修了したとみなされません。

また、本講習では修了証書は発行いたしません。本講習の修了をもって試験評価者として登録いたしますので、講習の最後に「登録証（IDカード）」をお渡しいたします。

8. その他

- ※ 養成講習は受講者本人が受講してください（受講者本人以外の代理受講はできません）。
- ※ 開講時間には遅れないよう余裕を持ってお越しください。
- ※ 交通事情等により遅刻や欠席をされる場合には、必ず事前に事務局までご連絡ください。
- ※ 昼食は各自でご用意ください。
- ※ テキストは当日配布いたしますので、講習当日は、身分証明証（顔写真入り）と筆記用具をご持参ください。

お問い合わせ先

介護技能実習評価試験 試験評価者養成講習 事務局

一般社団法人シルバーサービス振興会

介護技能実習評価試験 事務局

T E L : 03-6402-3865 F A X : 03-5402-4884

e メール : kaigointernship@espa.or.jp

外国人技能実習制度（介護職種） 介護技能実習評価試験
令和元年度 試験評価者養成講習 《第一次募集》 申込方法

介護技能実習評価試験の専用HP http://www.espa.or.jp/internship_recruitment/より、お申込みください。

受講申込期間：令和元年 5月22日（水） ～ 6月9日（日）

STEP 1 WEBにて申込み

- ①受講者は所属する法人等に、別紙2「試験評価者について」及び別紙3「試験評価者養成講習の目的と受講後の流れについて」を渡していただき、受講申込の理解・承諾を得ます。
- ②受講申込フォームに必要事項を入力してください。

受講申込フォーム

下記事項をご入力の上、お申込ください。
申込の締切後順次「講習申込書」に記載のあるメールアドレスに受講の可否及び受講会場について連絡します。

※申込前に下記を確認し、必ずチェックをお願いします。全てにチェックがない場合受講することができません。

- ☒ 所属する法人等に、本講習を受講することの説明をしています。
- ☒ 受講対象条件を満たしているかの確認のため、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）登録情報を閲覧することを承諾します。

登録IDを選択して下さい

☒ アセッサーIDで登録
☐ 外部評価審査員IDで登録

注）申込する際の情報が、アセッサー登録情報と異なる場合は、お手数ですが、アセッサー登録情報も併せて変更していただけますようお願いいたします。

※アセッサーID、外部評価審査員IDの両方お持ちの方は、外部評価審査員IDで登録手続きを進めてください。

氏名	ex:山田	ex:太郎	全角（必須）
氏名ふりがな	ex:やまだ	ex:たろう	全角ひらがな（必須）
氏名アルファベット	ex:YAMADA	ex:TAROU	半角英字大文字（必須）
メールアドレス	ex:sample@espa.co.jp		半角英数（必須）
メールアドレス（確認）	ex:sample@espa.co.jp		半角英数（必須）
生年月日（西暦）	---	年	---
		月	---
性別	☐ 男性 ☐ 女性 （任意）		

※受講者個人のメールアドレス（法人アドレスも可、PCメールを推奨いたします）を登録してください。
※複数の人が見ることのできる法人の共有アドレスは不可。

※法人の方が代理入力する場合は、入力間違いにご注意ください。氏名、アルファベット、生年月日は、「登録証」に印字されます。

- ③入力が完了しましたら、「確認」ボタンを押します。

- ④確認画面に出てきた内容を確認し「送信」ボタンを押してください。
- ⑤送信が正しくできた場合は、登録のアドレスに自動送信メールが届きます。
- ⑥後日、事務局にて内容を確認した後、ご登録のアドレスに受講料の振込と写真の送付に関して連絡（メール）いたしますので、次のSTEPに進んでください。

※送信日から2営業日が経過しても事務局からのメールがない場合は、迷惑メールと認識されていないか確認の上、事務局までご連絡ください。

STEP 2 受講料のお振込み

- ①郵便局に備え付けの払込取扱票（青色）を使用し、受講料のお振込みをお願いします。（振込先や記載方法等は事務局からメールにてご連絡いたします。

STEP 3 申込書類と写真の送付

- ① 事務局からのメールに添付されている「申込書類」を印刷し、受講者情報を記入してください。
- ② 申込書類に「証明写真」とSTEP2の「振替払込請求書兼受領証（写し）」を貼付してください。
- ③ 「証明写真」をもう1枚準備し、申込書類と一緒に封筒に入れて郵送してください。写真は、講習修了時にお渡しする「登録証」の写真となります。

※振替払込請求書兼受領証は、原本は必ず保管し、申込書類には写しを貼付してください。

※期限内までに郵送いただけない場合は、受講できない可能性がございます。

※お送りいただく際の封筒のサイズは問いません。

<証明写真の注意事項>

※履歴書用（縦4cm×横3cm）

※半身、脱帽、正面向き、無背景 ※最近3か月以内に撮影のもの ※モノクロ不可

※デジタルカメラでの写真は、本人確認に足りる画質で写真用プリント紙に印刷したもの

<送付内容>



証明写真1枚

※裏面には何も記載
しないでください。

- ④事務局にてSTEP3の「申込書類」を受領いたしましたら、ご登録のメールアドレスに受領確認のメールをお送りいたします。
- ⑤申込は以上となります。あとは、講習当日会場にお越しください。

【1】養成プロセス

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）」又は、
「平成24年度～27年度 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員」

試験評価者養成講習 受講

技能実習生が習得すべき技能が移転されているかどうかを適正かつ公正に評価を行えるよう、介護技能実習評価試験の試験評価者として必要な知識、評価する際の視点、当日の動き等を身に付ける。



試験評価者として試験実施機関に**登録**

試験評価者が所属する法人と試験実施機関との間で業務委託**契約**を締結

監理団体（技能実習生）から試験の申込があると…

試験実施機関から、「**試験実施予定施設の同一県内等の近隣にいる試験評価者等**」にメールにて連絡

技能実習生を受入、実習を行っている実習実施者等の調整担当者と試験評価者等は、**試験日時等を調整**

試験日時確定後、試験実施機関は試験評価者が所属する法人に、依頼状を送付

【2】業務

介護技能実習評価試験

試験実施事業所



技能実習生

利用者



技能実習指導員
(実際に技能実習生を指導している担当者)



← 実習指導

試験評価者が所属する法人（事業所）

試験評価者



出張

試験終了後、試験評価者が所属する法人に**委託料を支払い**（法人名義の口座）

業務委託契約締結に関するご案内

介護技能実習評価試験を実施するうえで、介護現場の実情に鑑み、技能実習生・実習指導員の負担を軽減するため、関係業界団体等の総意のもと、技能実習生が勤務している事業所・施設等（試験実施場所）に試験評価者が出向いて試験を実施する「出張方式」を採用しています。

つきましては、全国どこの事業所・施設等で技能実習生を受入れたとしても、円滑に試験を実施できるよう、都道府県ごとに技能実習生の数に応じた一定数の試験評価者を配置する必要があります。事業所・施設等の皆様には、こうした試験評価者の養成の在り方にご理解いただき、是非ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

1. 技能実習制度とは

「技能実習制度」は、我が国の国際貢献の一環として、開発途上国等の外国人を一定期間に限って受入れ、OJT（On-the-Job-Training）を通じて我が国の高い技能、技術又は知識を移転する制度です。平成 29 年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、「技能実習法」といいます。）が施行され、新たに対人サービスとして初となる介護職種が追加されました。

2. 介護技能実習評価試験とは

介護職種に係る技能等の修得状況を評価するために実施されるもので、技能実習法（第 8 条第 2 項 6 号）において、技能実習の目標は主務省令で指定する試験に合格することとされています。介護職種では、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（第 6 条）において、主務省令で指定された試験は介護技能実習評価試験（以下、「試験」という。）、試験実施者は一般社団法人シルバーサービス振興会とされています。また、試験は実技試験と学科試験から構成されています。

3. 試験の方法

試験は、技能実習生が勤務している事業所・施設に、試験評価者が出向いて実施します。試験評価者は、実技試験では技能実習生が実際に利用者へ行っている介助を見て評価し、学科試験では事業所・施設等の会議室等で行う筆記試験の監督等を行います。

4. 試験評価者とは

試験評価者とは、試験の準備、監督及び実施並びに実技試験の評価等の業務を行う者です。試験評価者になるためには、次のいずれの要件も満たすことが必要となります。

- 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）又は、平成 24 年度～27 年度介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員
- 介護技能実習評価試験の試験評価者養成講習を修了した者

参考：試験評価者に評価者（アセッサー）を活用することについて

厚生労働省社会福祉推進事業の調査研究事業において、試験評価者に求められる資質を満たす者として、介護プロフェッショナル・キャリア段位制度の評価者（アセッサー）の持つスキルを活用することが適当とされ、その後、厚生労働省が参集する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において了承が得られたものです。

5. 試験評価者養成講習の目的

試験評価者養成講習は、試験を適正、客観的かつ公正に実施できるよう、試験評価者を養成していく講習です。講習は、「技能実習制度の理解」から「介護技能実習評価試験の理解」、「試験評価者の業務の理解」等を学習するカリキュラムで構成されます。受講修了後、試験評価者としての登録を行います。

6. 試験評価者養成講習後の業務委託契約の締結

試験評価者の登録を行った後、試験評価者としての業務を行うにあたっては、事前に試験評価者の所属する法人等（※）と試験実施機関である一般社団法人シルバーサービス振興会との間で業務委託契約を締結します。業務委託契約を締結後、受託者の業務（技能実習生に対し「介護技能実習評価試験業務委託仕様書」に基づき試験を実施する業務）として試験評価者が試験実施場所に派遣され、試験を実施することになります。

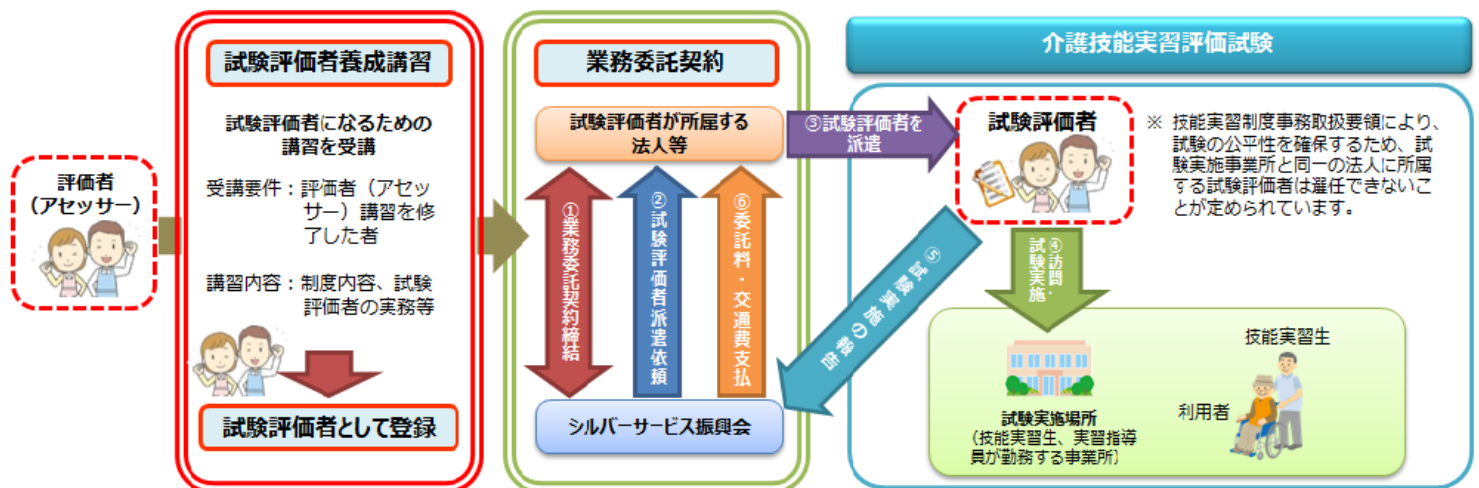
（※）法人等とは、試験評価者が所属する施設・事業所等の業務として評価試験業務に従事することに関して、業務委託契約を試験実施機関との間で締結することができる法人又は法人内の部署、事業所、施設等を指します。

7. 試験評価者の派遣について ※契約内容については試験評価者養成講習にて説明

業務委託契約締結後、試験評価者が評価業務に従事した場合、業務委託契約書に定めた委託料をお支払します。委託料のお支払先は、契約を結んだ法人名義の口座に限らせていただきます（個人名義の口座は不可）。なお標準的な試験時間は、実技試験 60 分、学科試験 60 分（上級試験のみ 90 分）となります（移動時間、待ち時間などは除く）。

試験の頻度は受検者数と試験実施地域により異なりますが、特定の試験評価者に負担が偏ることのないよう、また現場の業務に支障をきたしたりしない範囲で実施できるよう、試験評価者を全国に配置・養成していきます。

（イメージ）受講後の流れ



＜問合せ先＞

一般社団法人シルバーサービス振興会 企画部

TEL:03-6402-3865 FAX:03-5402-4884

Mail:kaigointernship@espa.or.jp

HP :http://www.espa.or.jp/internship/